

おめでとう

★愛知県スポーツ推進委員 連絡協議会 勤続表彰

スポーツ推進委員2名が、多年にわたりスポーツ事業の企画及び運営に尽力され、地域のスポーツ振興に果たされた功績により、愛知県スポーツ推進委員連絡協議会から表彰状を授与されました。

- 20年表彰 大河原 光雄さん
- 10年表彰 伊東 京子さん

ありがとう

町へ

一、金九万九千五百八十六円  
イオンリテール株式会社  
東海カンパニー様

一、金六万三千七百八円  
マックスバリュ中部株式会社様

町(放課後児童クラブ館)へ

9月3日、某様より児童書79冊を寄付していただき、各放課後児童クラブ館に配布させていただきました。

生活に困窮されている方へ

一、お米五キロ×二十袋 龍泉寺様

扶桑町社会福祉協議会へ

一、金五千元 某様

一、子供服 可児千穂様

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施

住民課 内線249

▼場所 老人憩の家  
▼相談員 (社) コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部 コスモスあいち  
▼申込み 介護健康課もしくは老人憩の家(☎93-5588)  
※予約制ですので、希望される方は事前にお申し込みください。

成年後見制度 無料相談会を実施します

介護健康課 内線235

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護などのサービスや施設への入所に関する契約などを、自分で行うことが難しい場合があります。

このように判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。

▼日時 11月19日(木)  
午後2時～3時30分

※強化週間以外の受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分  
▼相談専用電話(女性の権利ホットライン) ☎0570(070)810  
▼LINEで相談 LINE@名古屋法務局(検索ID) @snsinkensoudan  
▼問い合わせ 名古屋法務局人権擁護部 ☎052(952)8111 (内線1831)



ただし、11月14日(土)・15日(日)は、午前10時～午後5時

町内保育園の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に使用させていただきます。



義援金

8月8日～8月31日分		
◆令和元年8月豪雨災害義援金(役場義援金箱)	金	436円
8月8日～9月8日分		
◆東日本大震災義援金(役場義援金箱)	金	646円
◆平成28年熊本地震災害義援金(役場義援金箱)	金	1,304円
◆平成29年7月5日からの大雨災害義援金(役場義援金箱)	金	228円
◆平成30年7月豪雨災害義援金(役場義援金箱)	金	1,263円
◆令和元年台風第19号災害義援金(役場義援金箱)	金	716円
◆令和2年7月豪雨災害義援金(役場義援金箱)	金	23,519円

日本赤十字社愛知県支部扶桑町分区分へ上記の金額が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

高齢者の総合相談窓口

扶桑町地域包括支援センターのコラム

徘徊している高齢者へ声掛けを

認知症の人は外出してウロウロしているうちに自分が今いる場所や帰り道が分からなくなることがあります。そのうち歩き疲れて転倒したり、あるいは遠くまで行ってしまい行方不明となる場合もあり、とても危険です。

歩いている高齢者が、徘徊しているのかどうかの判断は難しいかもしれませんが、次のようなポイントが手掛かりになります。



- 夜中や早朝など高齢者が出歩かない時間帯に一人で歩いている。
- 雨や雪の中、傘もささずに歩いている。
- 季節に合わない服装をしている。(例)寒い日にTシャツ等軽装で歩いている。
- 手ぶらや裸足で歩いている。
- 何の面識もないのに親しく話しかけてくる。
- 同じところを何度も行ったり来たりしている。 など

こうした方がみられたら、「こんにちは。どちらに行かれるのですか？」など優しくゆっくりとした口調で声をかけてください。そして“おかしいな・・・”と感じた場合は、警察や役場、地域包括支援センターへご一報ください。あなたのかけた一言が高齢者の命を守り、助けます。

▼問い合わせ 高齢者の総合相談窓口 扶桑町地域包括支援センター(扶桑町総合福祉センター1F)  
☎(91)1171 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

犬山警察署からのお知らせ 110番

「安心」して暮らせる「安全」な扶桑町の確立

扶桑町内の9月中の犯罪発生総数(暫定値)は、14件(昨年同月24件)です。

空き巣被害が柏森学区で1件、山名学区で1件、扶桑東学区で1件、自転車盗被害が柏森学区で1件、高雄学区で2件、山名学区で1件、車上狙い被害が柏森学区で3件、山名学区で1件、扶桑東学区で1件発生しました。



広げよう支援の輪 ～あなたの思いやりと理解が犯罪被害者等の支えになります～

◎11月25日から12月1日は、「犯罪被害者週間」です。

犯罪被害者とそのご家族が置かれている状況、支援の必要性について県民の方に理解を深めていただき、社会全体で支援する気運を高めるために、広報啓発活動が行われます。

犯罪被害者等は、命を奪われる(家族を失う)、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、眠れない、何もする気が起きないなど、心身の不調に悩まされることがあります。

- また、多くの方が、いわゆる二次的被害と呼ばれる、
- ・心身の不調に対する周囲の人の無理解
  - ・医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
  - ・捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- など、被害後に生じる様々な問題に苦しんでいます。犯罪被害は、いつ誰の身に起こるか分かりません。犯罪被害者等が、平穏な生活を取り戻すことができるように、社会全体で支えていきましょう。

◎犯罪被害相談窓口のご案内

警察は各種の犯罪被害相談窓口を設け、犯罪の被害に遭われた方や、そのご家族・友人の方からのさまざまな相談に応じています。身近に話せる人がいない、どこに相談したらよいか分からない、このような時には、お電話ください。警察だけで対応できないことについては、専門の機関をご紹介します。

▼犯罪被害者のためのこころの悩み相談(はやくなくそうこころのきず) (ハートフルライン) ☎052-954-8897 月～金曜日〔祝日、年末年始を除く〕の午前9時～午後5時

▼性犯罪被害相談(性犯罪被害相談電話) 全国共通ダイヤル #8103 24時間

※この電話は、性犯罪被害110番: ☎0120-67-7830 (愛知県内からのみ通話可能)につながります。

▼列車内の痴漢被害相談(ふれあいコール) ☎052-561-0184 24時間

▼ストーカー110番 ☎052-961-0888 24時間

愛知県警察からの お知らせ 平針運転免許試験場は、建替え工事のため、来場者の駐車場が利用できません。公共交通機関のご利用をお願いします。

▼問い合わせ 運転免許課 ☎052(951)1611 (内線:781-280・281)